

査読研究ノート

中小企業における会計の現状と課題

Current Status and Challenges of Accounting in SME

石垣 美佳*

Mika Ishigaki

要約

わが国の企業の大半（99.7%）が中小企業である。2019年から新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るっている中、中小企業への影響は大きい。中小企業の現状を把握するとともに、中小企業の経営において、会計が果たす役割は大変大きく、中小企業の会計を基に経営者が、自社の状況を数字によって正確に認識できることで、会計で会社が強くなることを期待している。

キーワード：中小企業、中小企業会計、中小指針、中小会計要領

- I. はじめに
- II. 中小企業の実態
- III. 中小企業会計の変遷
- IV. 諸外国の中小企業会計基準
- V. 先行研究
- VI. 中小企業の課題
- VII. 結びにかえて

I. はじめに

本研究は中小企業の現状を把握し、「中小企業の状況に応じた会計ルールへの認識、その適用を行うことが、企業業績の向上にも寄与する」ということを実証していくために、中小企業の現状や中小企業の会計に焦点をおいて考察するものである。

全国企業数 359万者のうち、中小企業は、358万者で全体の99.7%を占めており、全国従業者数4,679万人のうち、中小企業の従業者数は3,220万人で全体68.8%を占めている（2022年版中小企業白書による2016年調べ）。この実態は、中小企業が日本の経済と雇用を支えている証であり、それゆえ研究対象として中小企業を取り上げる意義がある。

新型コロナウイルスが世界で猛威を振っている中、特にその中小企業に与える影響は大きい。中小企業の危機的な経済状況の中で、2016年に制定された「中小企業等経営強化法」により、金融機関と会計専門職が中小企業の経営支援の担い手となり、中小企業経営者を会計的に自立させることを要請している。このような時期だからこそ、困難を乗り越えるため、中小企業会計の重要性を再確認する必要がある。わが国では従来の大企業向けの会計基準とは異なり、中小企業向けの会計基準が2005年の「中小企業の会計に関する指針（以下「中小指針」という）」、さらに2012年「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」が公表されているが、

（2022年9月20日受領、10月5日最終版受領、10月9日受理）

* 静岡産業大学経営学部講師

これは両基準ともに、中小企業が計算書類を作成する際に依るべき会計処理のルール等に関する考え方や具体的処理方法を定めたものであり、いずれも対象たる中小企業に対して強制適用されるべきものではなく、企業側の任意適用となっていることから、その適用率はいまだ低い¹⁾。

本研究の目的は、中小企業の会計ルールである「中小指針」や「中小会計要領」が実際にどこまで適用されているか、また国際会計基準（以下「IFRS」という）の影響を含め中小企業の経営者に会計の必要性を考え、企業の経営力の強化につなげることを目的とする。

また、中小企業には直接的に関係しないが、2022年から適用される国際会計基準（IFRS）の収益認識基準は中小企業にとって取引先が大企業であれば影響を及ぼすことになる。その影響はいかなるものであろうか。あわせて、IFRSについては、2009年7月にIASB（国際会計基準審議会）から「IFRS for SMEs」が公表されている。SMEsとは、Small and Medium-sized Entitiesの略で、日本語では中小企業に該当するが、日本においても、「中小指針」や「中小会計要領」などが、公表されており、これらの会計ルールと「IFRS for SMEs」の関連性についても、IFRSの影響とともに検証する。あらゆる面で国際化が進む中、特に中小企業会計の諸外国の実態も把握する必要がある。

また、新型コロナウイルスの影響により、事業経営が悪化した企業では、融資や助成金の活用が増加しているが、一方、中小企業を中心に事業承継を行いこの状況を乗り越えようとする動きも大きい。中小企業にとって事業承継については、新型コロナウイルスの影響前から経営者の高齢化や後継者不足といった問題を抱え行われてきた。事業承継をスムーズに行うためには、財務諸表の作成により経営状態・財務状態を明確にする準備が必要である。経営者自身がその内容を把握するために「会計」に対する認識が必要不可欠であろう。

以上のことを踏まえ、「中小指針」や「中小会計要領」、「IFRS」や「IFRS for SMEs」の内容をあらためて検討する。「会計ルール」の重要性を周知させることだけでは、この新型コロナウイルスの影響におけるダメージを打破することは難しいが、中小企業には、今後多くの偶発的なできごとにも対応すべき状態を会計の面からも準備することを促すことが必要であると考えられる。

中小企業の状況に応じた会計ルールの適用を行うことが、企業業績の向上にも寄与するのではないだろうか。

II. 中小企業の実態

中小企業基本法における中小企業の定義は、次に示す図表1のとおりである。

図表1 中小企業基本法上の中小企業の定義

業 種	中小企業		うち小規模企業者
	資本金または出資金の総額	従業員の数	従業員の数
① 製造業（その他の業種②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(出所) 中小企業庁（中小企業白書2022）より筆者作成

¹⁾ 中小会計要領の認知度は、24.4%。導入率は、認知先の31.2%（全体の7.6%（24.4%×31.2%））。2014年度 中小企業における会計の

実態調査について（中小会計要領の普及状況）
2015年 中小企業庁

中小企業白書は、中小企業の課題解決のために、中小企業の動向やその時代における様々な経営課題への取組みと当年度の中小企業施策を取りまとめ、1964年から毎年発表されてきた。経営課題の変遷としては、1990年代を通し、日本経済と共に中小企業業績も低迷続けたが、中小企業白書では、その苦しい中でも、親企業のパートナーとして海外展開に活路を見出す中小企業や、新たな事業領域への進出により順調な拡大を見せている中小企業の姿が紹介されている。その間、政府は日本経済再建の担い手として、また経済にもたらす起爆剤としての役割を中小企業に求め、新たな支援の枠組みを模索していた。

1999年12月に中小企業基本法が改正された。従来まで日本経済のアシスト役と考えられてきた中小企業を日本経済の牽引役として再定義し、その成長・発展を図ることを目的としたものに改められた。2000年代後半に入ると、現在も問題となっている中小企業を取り巻く根本的な課題が、中小企業白書に取り上げられるようになった。

2006年の白書には、事業承継を理由として廃業した場合の雇用喪失が問題として取り上げられている。中小企業の経営者は従業員の雇用が大事にされるウェットな市場を望んでおり、そのような中小企業特有のM&A市場の整備の重要性が言及されている²⁾

1. 中小企業の現状

中小企業白書2022（2016年調べ）によると、中小企業は、全企業の99.7%、中小企業の従業員は全体の約70%を占めている。さらに中小企業の付加価値は全体の約53%で中小企業は多くの付加価値を生み出し、日本の産業の基盤を支え、地域の消費や社会に貢献している。昨今の中小企業の状況は、経常利益は高水準、倒産件数は低水準と改善が見られるものの、経常利益は経費の削減で確保され、売上の増加に拠るものではない。設備投資はリーマン・ショック前の水準に届かず、人手

不足も深刻である³⁾。

このような環境の中、中小企業が存亡をかけて戦うためには、自らが「戦いに勝つための力」を育てていかなければならない。特に「財務経営力」「資金調達力」が重要なポイントとなるが、これらを向上させるためには、経営者自らが「決算書」に表示されている自社の経営状況や資金繰りへの説明能力を高める必要があり、そのためには「会計」が重要な役割を担うことになる。

2. 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスは、2019年12月に確認されて以降、感染が国際的に広がりを見せ、世界保健機関（WHO）が2020年1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するに至った。また、わが国でも2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、対策などをとりまとめた。新型コロナウイルスの感染拡大により、国民生活は当然のこと、企業活動への影響も発生している。経済協力開発機構（OECD）は、2020年の実質GDP伸び率について、2019年11月時点では2.9%（世界）、0.6%（日本）と予測していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、2020年3月に2.4%（世界）、0.2%（日本）に下方修正した。また、2020年3月の内閣府の月例経済報告では、基調判断について「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」と、述べられている。

2021年は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が続き、我が国の経済も大きな影響を受けた。実質GDP成長率の推移を確認すると、2021年は前年比1.6%増となった。2021年を通じた動きを見ると、2021年初頭から発出された2回目の緊急事態宣言と時期を重ねるように、第1四半期にはマイナス成長に転じた。その後は感染状況に左右されながら、2021年第4四半期は前期比1.1%増とプラス

2) 植田裕之「中小企業のビジネスナレッジ 中小企業白書で読む経営課題の変遷」p 94-95

3) 中小企業白書2022により企業数、従業員数、付加価値額の割合は2016年集計分である。

成長となった。

政府系金融機関や商工団体などに設置した「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の利用状況寄せられている相談はほぼ全て資金繰り関連であり、「飲食業」、「製造業」、「卸売業」、「小売業」、「宿泊業」の事業者からの相談が多いことが分かる⁴⁾。

特に観光、宿泊関連は大きな影響を受けており、宿泊施設である旅館が全国で最も多い静岡県については、影響は多大であると考えられる。

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の相談はほぼ全てが資金繰り関連であるが、中小企業会計の適用により、自社の経営計画・戦略立案も把握でき、金融機関への信頼性が高まることで、資金繰りに役立つ手段となる。新型コロナウイルスという緊急状態といっても、金融機関は信用力がない、あるいは乏しい中小企業に簡単には融資はしてくれない。このように、新型コロナウイルスにより資金繰りの問題点が浮き彫りにされたが、中小企業庁などが実施する補助金事業に応募する際に、中小企業会計要領を採用していること、その審査の過程において加点を受けることができる場合があるなど、中小企業会計の適用が中小企業の資金繰りのためには大きな意味を持っている。

Ⅲ. 中小企業会計の変遷

1. 中小企業会計とは

中小企業の経営において、会計が果たす役割は大変大きいものがある。経営者にとって、自社がどういう状況にあるのかを数字を持って正確に認識できるのが会計であり、経営計画の基礎になる。金融機関や取引先も、しっかりと財務諸表を見ればその中小企業を信頼できるであろう。しかし、現実的には、経営者自身が、経営状況を数字で日々刻々と認識できているのか、財務諸表の基礎となる帳簿付けを人任せにしているのではないかなど経営者の中小企業会計に対する問題がある

ように思われる。中小企業の財務諸表の信頼性を高め、経営者自身が投資判断や経営改善を数字に基づいて的確にできるようになり、外との関係でもスムーズな資金調達や取引先の拡大を図る、これらを実現するために考えられたのが「中小指針」や「中小会計要領」である。

基本的には、中小企業の経営者が自社の経営状況を把握すること、金融機関や取引先そして株主などの中小企業の利害関係者への情報提供を目的としている。

経営者が自社の経営について正しい数字をもって理解し、合理的に取引先や金融機関に説明できることが中小企業発展の鍵だという実感をもたれていた。そのためには、正確な記帳に基づいた帳簿を持たなければならない、中小企業が実際に使える会計の仕組みが不可欠だということである。中小企業経営者が会計の重要性を十分に認識し、現実に行える会計に基づいて利用し、経営の向上に役立てることを期待している⁵⁾。

わが国で、「中小企業の会計」が重要な課題として認識され、中小企業庁から「中小企業の会計に関する研究報告書」が公表されたのは2002年6月であった。その後、2005年8月に、日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会の4団体から、「中小企業の会計に関する指針」(中小指針)が公表された。しかし、この「中小企業の会計に関する指針」は、会社法上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(会社法431条)の一つとされたものの、その普及状況は決して芳しいものではなかった。他方、わが国では、IFRSとのコンバージェンスが加速化しており、「中小企業の会計」に対するIFRSの影響が懸念されていた。このような状況を踏まえ、中小企業の実態に即した会計のあり方について検討を行うため、中小企業庁と金融庁が共同事務局となって、2011年2月に、「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、2012年2月に公表された「中小企業

4) 安田武彦 東洋大学経済学部・白書研究会『中小企業白書を読む2022年度対応版』p2-4

5) 北川慎介『中小企業政策の考え方』p98-103

の会計に関する基本要領」(中小会計要領)は中小企業の身の丈に合った新たな「会計ルール」とされる⁶⁾。

わが国の会計基準が国際会計基準(IFRS)へのコンバージェンスを進める中、上場企業とは資金調達的手段や事業活動の態様等が異なる中小企業の会計のあり方を検討する必要性が指摘される。

わが国においては複数の会計基準が併存し、利用可能な状況にある。企業会計基準委員会が公表した企業会計基準を筆頭にして、中小企業向けの会計基準としては、「中小指針」と「中小企業要領」を選ぶことができる。「中小指針」については、「大企業会計基準から出発し、その簡素化によって中小企業会計基準を編成する」トップダウン・アプローチによって、「中小企業要領」については、「中小企業の属性を検討することから出発し、中小企業に固有の会計基準を生成する」ボトムアップ・アプローチによって、それぞれ作成されている。中小企業の属性を検討したうえで、中小企業会計は何のために、誰の観点から行われるのかということを確認しておくなければならない⁷⁾。

2. 中小指針

「中小企業の会計に関する指針」(中小指針)は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体が、法務省、金融庁及び中小企業庁の協力のもと、中小企業が計算関係書類を作成するにあたってよるべき指針を明確化するために作成したものである。

株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられている。中小指針は、中小企業が、計算書類の作成にあたり、抛ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、中小指針に抛り計算書類を作成することが推奨される。とり

わけ、会計参与設置会社⁸⁾が計算書類を作成する際には、中小指針に抛ることが適当である。中小企業は、中小指針に抛り計算書類を作成することが推奨される。また、会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」が導入された。中小指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって抛ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、中小指針は、一定の水準を保ったものとする。

中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。中小指針は、基本的に、このような考え方に基づいている。しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。また、中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。中小指針では、その点も考慮して、中小企業が抛ることが望ましい会計処理や注記等を示している⁹⁾。

3. 中小企業要領

「中小企業の会計に関する基本要領」(中小企業要領)は、中小企業団体、金融関係団体、企業会計基準委員会及び学識経験者が主体と

6) 河崎照行「中小企業会計の未来への挑戦」p5-7

7) 和田博志「企業体理論と中小企業会計」p31-32

8) 会計参与設置会社とは、会計参与を置く株式会社をいう(会社法第2条8号)。委員会を除く他の機関設置会社の条文と異なり、「この法律の規定

により会計参与を置かなければならない」という文言はないが、解釈上会計参与を置かなければならない株式会社は存在する。

9) 中小会計指針 - 日本税理士会連合会 (nichizeiren.or.jp)

なって設置された「中小企業の会計に関する検討会」が、中小企業庁、金融庁及び法務省の協力のもと、作成されたもので、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理や注記等が示されている。

中小企業団体等で構成される「中小企業の会計に関する検討会」は、「中小企業の会計に関する基本要領」を策定し、それに至った経緯、今後の検討課題などと合わせ、「中小企業の会計に関する検討会報告書」として取りまとめ、公表している。

中小企業要領は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。中小企業要領は、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、「一定の水準を保ったもの」とされている「中小企業の会計に関する指針」(中小指針)と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計・中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計・中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計・計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計という考えに立って作成されたものである。

中小企業要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする。

4. 中小企業要領適用のメリット

(1) 信用保証協会の保証料率の割引

2013年3月15日に中小会計要領との普及活

動の一環として、中小会計要領に準拠して作成される中小企業の計算書類について、税理士・税理士法人からその準拠を確認するチェックリスト等が提出された場合において、信用保証協会の保証料率0.1%の割引が認められる制度として、2013年4月1日から開始された。「中小会計要領」に係る信用保証制度の割引制度については、制度の普及・促進の観点から、2013年4月に制度を立ち上げ、以来、全国の信用保証協会の協力を得つつ、同要領を会計ルールとして採用する中小企業に対して、信用保証料率の割引引きを行ってきたが、以降、3年間の集中広報・普及期間を超えて、国、関係団体が普及促進を進めてきた結果、多くの事業者が「中小会計要領」を利用するに至ったことから、今般、一つの区切りとして2016年をもって全国一律の制度を見直すこととした¹⁰⁾。

その後、2017年7月12日中小会計指針・中小会計要領の普及の一環として作製したリーフレット「会計ルールを経営に活かす」は、金融機関や税理士の関与先等に対して中小会計指針及び中小会計要領に準拠した計算書類の重要性を説明するとともに、チェックリストの活用方法・記載例等を示し、中小企業が自社の財務情報を効果的に活用することを促すためのツールとして使用することを想定したものとなっていた¹¹⁾。

(2) 自社の経営を正しく把握できる

自社の経営を正しく判断するためには、何よりもまず正確な情報が必要である。中小会計要領は、経理の人材が不足している中小企業にとって負担なく決算関連の書類が作成できる方法で、この会計ルールに沿って作成することで、自社の経営状況を正確に表す損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成できる。状況を正しく把握できることで、他社と比較して経営を分析したり、正しい経営判断につなげたりすることが可能となる。

¹⁰⁾ 信用保証協会
<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

¹¹⁾ 中小会計要領 - 日本税理士会連合会
 (nichizeiren.or.jp)

(3) 資金調達メリット

中小会計要領を適用することで信用が増し、資金調達で有利に働く場合がある。例えば日本政策金融公庫による「中小企業会計活用強化資金」や「中小企業経営力強化資金」、民間の金融機関で融資を受けようとするときなどであり、中小企業会計活用強化資金においては基準金利での貸し付けに加え、一定の基準をクリアしていれば優遇利率での貸し付けも行われている。経営革新や異分野と連携した新事業を開拓する際に利用できる中小企業経営力強化資金についても、条件を満たせば特別利率の適用がある。

5. 中小企業会計の活用

中小企業が大企業向けの会計基準を採用すると、負担となってしまうことが多くある。そこで制定されたのが中小企業向けの中小指針と中小会計要領である。特に日本の伝統的なルールをもとに制定された中小会計要領は、簡易的ながら企業の経営状況を正しく把握できる会計基準であり、中小指針は国際会計基準の影響を受けた大企業向けの会計基準がベースであり、一定水準以上の決算書類が作成できる点が特徴で会計体制がある程度整った、比較的規模の大きな企業に適した会計基準と言われている。

6. 中小会計要領に関する事例（中小会計要領に取り組む事例65選より）

- ①A社（広告業） 中小会計要領を導入したことで、全社同一の基準としたことから、固定費、仕入価格や外注費等 に関して配慮できるようになり、コスト削減を実現した。
- ②B社（印刷業） 中小会計要領を導入することで、部門別・商品別・取引先別などの指標の把握により、採算性の高い得意先の絞り込み等が実現し、黒字へ転換した。
- ③C社（製造業） 期中に金融機関から月次試算表の提出を求められた際に、即日渡すことができるようになった。それに伴い、

新ビル購入の際には問題なく融資が受けられ、かつ低い金利が実現した

このように、中小会計要領の導入（中小企業会計）によって、メリットとしてコスト削減や融資関係の影響も多い。今後は、中小企業に適用可能な会計制度の普及を進める必要があるものと思われるが、まだまだ現状の普及の偏りを調査する必要があると考えられる。

IV. 諸外国の中小企業会計基準

中小企業の定義には、大別して個人事業と法人の二種類がある。世界の国々ではOECDのようなGDPの高い比較的大企業の数が多い国を見ても、大企業に対し相対的に規模が小さい中小企業は、企業数では9割を超えているという事実である。また、各国によって「中小企業」の定義は異なっている¹²⁾。

1. IFRSの影響

番場（1973）によると、「会計原則を変化させる原動力は会計情報要求の量的・質的拡大、その他企業会計および監査をめぐる環境の変化（とくに企業活動および証券取引の国際化、一般物価水準の激変、関係法制の改正など）、情報の質的要件についての考え方の変化、その他企業会計に関わる基本的概念、理念、公準、思想の変化にある」¹³⁾という指摘がなされている。

会計基準は、もともと、法治国家という単位を基準として、制度会計の枠組み等に支えられ形成されてきている。法的な制度は、商慣行をはじめとする社会的な背景に根ざして制定される性質を有しているため、こうした国内の制度枠組みに沿って形成された多くの基準（国内基準）には、その国の固有の法的思考および会計思考が色濃く投影されることが少なくない。それゆえ、国内基準では、様々な形で展開するグローバルな経済環境とそこで行われるビジネス活動の変化を十分に表すことが難しい。

¹²⁾ 安藤信雄『多様性と持続可能性の視点で考える中小企業論』 p18

¹³⁾ 番場嘉一郎「会計原則を変化せしめるものは何か」 p15

そこで、こうした問題を解決することを目標として、国という制約を超える形で後発的に国際的な会計基準（国際基準）を設定しようとする動きが生じることになる。この潮流から生じた国際基準の代表的なものが、今日、支配的な地位を築いている国際会計基準（IFRS）である。

IFRSは会計基準の統一にとって必ずしも万能な手段というわけでもない。それは、これが証券監督者国際機構（IOSOC）と、EUという特定のローカル経済域（経済圏）の支持を後ろ盾にしていることで、IFRSは、本質的に、アメリカ合衆国や日本のような基軸通貨に基づく経済圏を擁する国には、容易には受け入れにくいものとなっている。

日本においてIFRS適用が本格的に議論される状況を生み出したきっかけのひとつが、2007年8月に日本の会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）から公表された「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意（いわゆる「東京合意」）である¹⁴⁾。

さらに、2009年12月「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行されて以来、わが国においてIFRSを任意適用した有価証券報告書を公表する企業は引き続き拡大しており、2022年8月末時点で、IFRS適用済会社およびIFRS適用決定会社の合計は258社となっている。ちなみに、2014年は42社、2015年は88社、2016年は115社、2017年は152社、2018年は193社、2019年は214社、2020年は223社、そして2021年は243社と年々増加している。存在する業種は33業種中、27業種にまたがっている。業種別には、情報・通信業（36社）、サービス業（32社）、電気機器（27社）、医薬品（19社）、輸送用機器（16社）、機械（16社）といった業種である¹⁵⁾。このようにIFRS適用会社の増加は大企業が取引先となる場合の中小企業にとっても大きな影響を与えることとなる。

2. 「IFRS for SMEs」

中小企業向けIFRSは、IASBが中小企業（SME）のために特別に開発したものであり、国際財務報告基準（完全版IFRS）とは別個の独立した基準である。

IFRS財団によると、2017年3月現在において、「IFRS for SMEs」の強制適用ないし任意適用を表明している国と地域の数は85である。米国は、アメリカ公認会計士協会が、2013年に独自のSME基準を公表している。韓国でも、「中小企業会計基準」が2014年1月に施行されている。日本は、会計士協会、税理士会と商工会議所が共同で、2005年に、「中小指針」を発表し、2012年に「中小会計要領」を公表している。なぜ各国が独自に基準を定めているのか、各国独自の「中小企業会計基準」と「IFRS for SMEs」のそれぞれの必要性を検証する。

V. 先行研究

経営者にとっての「会計」の重要性を提言し、中小企業会計の普及と制度定着を促進する目的の文献は多々あるが、ここでは以下を取り上げる。河崎（2019）は、『最新中企業会計論』で国内外の中小企業会計をめぐる動向を背景として、中小企業会計の理論的・制度的基盤を提供し、日本の最新の中小企業会計基準（中小会計要領）を整理・体系化するとともに、中小企業会計の課題と国際動向を論じている。あわせて、「会計がわかれば、ビジネスが見える」ことを中小企業経営者が認識することで、日本における中小企業会計の普及と制度的定着化を促進させることをねらいとしている。また、坂本（2007）は『会計はやっぱり会社を強くする』で中小企業の経営は、その経営者や従業員など経営に携わる者がその会計ルールを周知しているかにより、企業の経営力は強くなるといい、これは「会計で会社を強くする。」という信念のもと、坂本税理士がこれを全国に広く浸透させ、最近ではわが国の中小企業施策の中心的な考え

¹⁴⁾ 中村文彦「IFRSの適用と「企業会計原則」」p. 31-33

¹⁵⁾ 株式会社東京証券取引所「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析

方として採用されているからである。またこの考えはタイ国政府の中小企業振興策にも取り入れられるようになり、アジアに浸透しつつある。タイだけではなく、東南アジア諸国の中でわが国との取引も多いベトナム、シンガポール、ラオスなどに、タイと同じように中小企業会計への関心が高まれば、各国の中小企業の発展、さらには経済の発展につながることも期待できる。外部投資家が存在しないケースの多い中小企業にとっての簿記・会計の本質的な目的は「自己報告による健全な経営の遂行」と「証拠力の定立」にあり、「会計で会社を強くすること」「財務で会社を強くすること」とされている。こうした基本的な考え方は、まさに中小企業の健全経営を目指す具体的な方向付けになるものであると考えられる。

武田（2000）は中小企業の会計に関する信頼性保証については、各国の制度を比較検討し、中小会社のコーポレート・ガバナンスの問題や監査の問題を、中小会社の持つ固有の特性と関連を踏まえて明らかにしている。

また、櫛部（2016）は、「中小企業会計基準の棲み分けが問題となる」との認識のもと、「日本においては適用対象企業の線引きが曖昧、もしくは線引きがなされていないため、簡単な中小企業会計基準のみを中小企業が適用する方向に向かうことは十分に予想できる」と整理している。これは、中小企業会計基準の選択適用問題が存在し、その時に基準の「簡単さ」が選択適用の判断根拠になりうるとの見解を示したものである。

さらに、中小企業会計基準の選択問題を教育の面から扱った先行研究として成川（2014）は、中小会計要領が中小指針と比べて、必ずしも簡便化されているとは言えない側面があることを論証した上で、段階的教育の可能性に言及している

飛田（2021）は、中小企業における管理会計実践を中心に、マネジメント・コントロー

ル・システム(MCS)がどのような形で機能しているのかがまとめられており、いわゆる大企業における業績的管理会計の考え方だけではなく、大々的にMCSを構築することがあまり行われていない中小企業においても継続的に事業を展開していくにあたっては、MCSの重要性の方法が注目されているのもまた事実である。

VI. 中小企業の課題

昨今、輸出を始める中小企業が増えているが、輸出管理の必要性はあまり知られていない。これは法令違反のリスクがあるので危険信号である。もし輸出の取り組む顧問先があれば、この問題を認識しておくのが重要である。

2021年7月、ドローンの部品を輸出した中小企業が外為法違反容疑で書類送検され、新聞沙汰となった。中小企業においても輸出への関心が高まる一方、輸出を規制する外為法等への認知度は高いとはいえない。そのため、顧問先事業者が気づかぬうちに違反をしてしまわぬよう、最低限の知識を経営者と共有し、リスクを未然に防ぐ必要性が高まっている¹⁶⁾。

さらに、事業承継が大きな問題と言える。

1. 事業承継

我が国の高齢化の進展に伴い、経営者の高齢化も進む中で中小企業の事業承継は社会的な課題として認識されている。我が国の経済が持続的に成長するためには、中小企業がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に承継していくことが重要である。まず、休廃業・解散と経営者の高齢化の状況について確認すると、休廃業・解散件数と我が国企業の経営者平均年齢の推移と関連するよう思われる。2021年の休廃業・解散件数は、4万4,377件であり、2020年、2018年に次ぐ、高水準である。また、経営者の平均年齢は上昇

¹⁶⁾ 下高呂 祐「中小企業のビジネスナレッジ 連載第4回 輸出管理の勘所—知らぬ間に法令違反とならぬよう—」 p 11

傾向にあり、休廃業・解散件数増加の背景には経営者の高齢化が一因にあると考えられ、引き続き、こうした状況への対応は課題である。さらに、休廃業・解散企業の代表者年齢について、2021年は、70代の割合が最も高く、42.7%となっている。また、70代以上が全体に占める割合は年々高まっており、2021年は6割超となっている¹⁷⁾。

2. M&A

ここからは、中小企業における事業承継の選択肢の一つとして、近年関心が高まっているM&Aの動向について確認する。M&A件数は近年増加傾向で推移しており、2021年は過去最多の4,280件となった¹⁸⁾。これはあくまでも公表されている件数であるが、M&Aについては未公表のものも一定数存在することを考慮すると、我が国におけるM&Aは更に活発化していることが推察される。中小企業庁では、2021年8月に「M&A支援機関登録制度」を創設し、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤の構築に取り組んでいる。

3. 小括

事業承継、M&Aなど組織再編を行うためには、財務情報が必要である。中小指針は、中小会計要領と比較して、会計ルールが厳格化されている。よって、一定の水準を保った会計処理となっている。また、中小会計要領で取り入れられていない組織再編の会計などの項目についても取り入れられている。

中小指針を適用することにより、次のような取り扱いが可能となる。

① 法人税、住民税及び事業税に関しては、中小指針においても、大企業等の会計処理の取扱いと同様に、損益計算書上、現金基準ではなく発生基準により計上することとされている。

② 中小指針においては、合併等の企業結合が行われた際に、取得と判定された場合と、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等と

判定された場合とに分類・識別して会計処理を定めている。中小指針を適用しない場合には税法上での考えである適格合併と非適格合併の区分となり、その場合は、大企業等との処理に相違が出てくる場合がある。

このように、中小企業にとって事業承継、M&Aを行う相手企業が大企業ばかりとは限らないが、中小企業同士でも、大企業であったとしても一定の水準を保った会計処理であることが事業承継、M&Aをスムーズに行えるのではないであろうか。

Ⅶ. 結びにかえて

以上のことから、「中小指針」や「中小会計要領」である「会計ルール」の活用によって、中小企業の経営者が自社の財務情報や経営状況を常に正確に把握すれば、経営課題の早期発見、早期改善が可能になり、会社の経営戦略を立てる際や、投資判断を行う際に非常に役に立つと考える。また、経営者自らが自社の強みを語ることであれば、会社の実態が利害関係者に伝わり、金融機関や取引先等への信頼性を高めることが、中小企業の発展、経済への発展につながると期待する。

新型コロナウイルスの影響を受けて危機的な状況にある今だからこそ、「会計」を見つめ直す良い機会でもあり、「会計ルール」の重要性を周知させることだけでは、この新型コロナウイルスの影響のダメージを打破することは難しいが、中小企業には、今後多くの偶発的な出来事にも対応すべき状態を会計の面からも準備することを促すことが必要であると考える。

参考文献

- ・安藤信雄『多様性と持続可能性の視点で考える中小企業論』同友館、2021年、p9-22
- ・稲川宮雄『中小企業の協同組織』中央経済社
- ・植田裕之「中小企業のビジネスナレッジ 連載第1回 中小企業白書で読む経営課題

¹⁷⁾ (株)東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」、「全国社長の年齢調査」

¹⁸⁾ (株)レコフデータ調べ

- の変遷』『税経通信』税務経理協会、2021年12月、p 94-96
- ・宇田川荘二『中小企業の財務分析』同友館、2020年、p 36-49
 - ・岡室博之 商工組合中央金庫『中小企業の経済学』千倉書房、2016年
 - ・河崎照行「中小企業の会計の制度的定着化」『会計』第182巻11月号第5号、森山出版、2012年
 - ・河崎照行『中小企業会計論』中央経済社、2019年、p18-33
 - ・河崎照行「中小企業会計の未来への挑戦」『産業経理』Vol.82 No.1、2022年、p 4-15
 - ・北川慎介『中小企業政策の考え方』同友館、2015年、p 98-103
 - ・企業会計 No.10 2012 10月号
 - ・櫛部幸子『中小企業会計基準の課題と展望』同文館出版、2016年
 - ・坂本孝司『会計はやっぱり会社を強くする』税理士法人坂本&パートナー、2007年
 - ・坂本孝司『会計制度の解明』中央経済社、2011年、p 517-551
 - ・坂本孝司『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』中央経済社、2012年、p3-10
 - ・坂本孝司『ドイツ税理士による決算書の作成証明義務』TKC出版、2016年
 - ・坂本孝司・加藤恵一郎『中小企業金融における会計の役割』中央経済社、2017年
 - ・坂本孝司『「中小会計要領」対応版 会計で会社を強くする』TKC出版、2017年、p77-104
 - ・坂本孝司『中小企業の財務管理入門 第2版』中央経済社、2021年、p3-10
 - ・品川芳宣『中小企業の会計と税務』大蔵財務協会、2013年、p 3-35, p 58-75
 - ・下高呂 祐「中小企業のビジネスナレッジ連載第4回 輸出管理の勘所—知らぬ間に法令違反とならぬよう—」『税経通信』税務経理協会、2022年1月、p 11-16
 - ・旬刊経理情報No.1588 2020 9/10増大号
 - ・商工総合研究所『中小企業 絶えざる革新—新事業展開と老舗企業の知恵—』2016年、p 3-16
 - ・商工総合研究所『中小企業を強くする連携・組織活動』p1-11
 - ・徐 玉琴『新中小企業論』「ICTを活用した中小企業事業展開」文眞堂、2021年、p 156-162
 - ・武田隆二『中小会社の計算公開と監査—各国制度と実践手法』清文社、2000年
 - ・武田隆二『中小企業の会計指針』中央経済社、2006年、p88-97
 - ・武田隆二『新会社法と中小会社会計』中央経済社、2006年
 - ・中小企業庁：2020年版「中小企業白書」(閲覧日2021年1月14日)
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/PDF/2020_pdf_mokujityuu.htm
 - ・中小企業庁：2022年版「中小企業白書」(閲覧日2022年9月5日)
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/PDF/chusho/03Hakusyo_part1_chap1_web.pdf
 - ・飛田 努『経営管理システムをデザインする 中小企業における管理会計実践の分析』中央経済社、2021年、p 26-27
 - ・成川正晃「中小企業会計要領と会計教育」『経理研究』中央大学経理研究所編第 57 号、2014年、p272- 279
 - ・林 幸治『新中小企業論』文眞堂、2021年、p156-159
 - ・番場嘉一郎「会計原則を変化せしめるものは何か」『企業会計』第25巻第1号、1973年、p 10-15
 - ・中原 淳・保田江美『中小企業の人材開発』東京大学出版会、2021年
 - ・中村文彦「IFRSの適用と「企業会計原則」」『会計』第200巻10月号第4号 森山出版、2021年、p 29-41
 - ・望月信幸「中小企業におけるBCPとMCS—責任会計の観点から—」『産業経理』Vol.81 No.3、2021年、p 54-63
 - ・安田武彦 東洋大学経済学部・白書研究会『中小企業白書を読む2020年度対応版』同友館、2020年
 - ・安田武彦 東洋大学経済学部・白書研究会『中小企業白書を読む2021年度対応版』同

友館、2021年

- 安田武彦 東洋大学経済学部・白書研究会
『中小企業白書を読む2022年度対応版』同
友館、2022年
- 山本 誉『小企業の経営改善の進め方』中
央経済社、2021年、p 1-7
- 吉川和明「中小企業のビジネスナレッジ
連載第3回 ウィズコロナに行ける流通小
売業界の取組み」『税経通信』税務経理協会、
2021年、p 117-121
- 和田博志「企業体理論と中小企業会計」『會
計』第201巻3月号第3号 森山出版、2022年、
p 31-43